

東シナ海、どうするの？

大日本水産会
事業部長 阿部 勇

昨年7月から9月にかけて、東シナ海の日中暫定措置水域で操業していたわが国いかつり漁船の集魚したヤリイカが、中国の旋網漁船に横取りされる事件が多発しました。この件で、全国沖合いいかつり漁業協会の方々とは3月下旬、中国の寧波と上海へ赴き、漁業と行政関係者に直接会って、再発防止を申し入れました。しかし、残念なことに、漁民の指導を強化するとの発言のみで、事実関係は明らかにはなりません。被害にあった船長によれば、相手船が約10mにまで接近してきたとのこと。事実なら、これは危険極まりない行為であり、事故でも起きたらどうする気だ！と言いたくなります。日中間では政府間協定はあるものの、それを補完するものとして操業安全の確保、秩序の維持、海上事故の迅速な処理を目的に結ばれる民間取決めが失効したままになっています。大日本水産会と中国漁業協会の間で平成13年末より継続して行われてきた民間協定締結協議において、原則的な問題で意見が対立し、なかなか前進を見なかったのですが、前回の協議でようやくめどが立ち、近いうちに最終調整をした上で署名、というところまでこぎつけてはいます。

さて、東シナ海の水産資源の状況は、わが国研究者の話を大雑把に言えば、ごく一部の浮き魚を除き、全ての魚種が良くても中位にしかなく、特に底曳き対象魚種のほとんどが低位にあるとのこと。こうした中、中国側は、底曳きを中心とした夏季休漁、減船、増殖放流等の措置を取っているようですが、わが国漁業関係者の誰もが中国漁船の隻数が多過ぎると思っています。それに比べ、わが国の漁船の操業規模は極めて小さいものです。中国としても、ここまで環境が悪くなれば、上記の措置に加え、一部禁漁や漁獲量規制を設定するなど、本気で資源回復に取り組むしかないでしょう。また、相互に資源管理を行ううえでは、データ等を交換し共通の認識に立つことが極めて重要だと思います。

東シナ海で、双方の漁船の正常な操業が確保されるためには、民間では協定を早期に締結し、関係漁業者の交流を深めることにより、操業上のトラブルの未然防止に努めていく必要がありますが、政府間においては水産資源の共同管理に向けた有効な施策をぜひ打ち出していきたいと思えます。

(「漁村」4月号より転載)